

今回のテーマ「技能実習制度にかわる新たな制度」について-続報④

情報通信第 224 号の続報です。

育成就労制度を創設する法律が 6/14（金）成立しました。

2024.6.14 日本経済新聞夕刊

育成就労で外国人材確保

改正法成立 転職制限を緩和

技能実習に代わる外国人材の新制度「育成就労」を新設する出入国管理法などの改正法が14日の参院本会議で可決、成立した。与党や日本維新の会、国民民主党などが賛成した。現制度で原則認めていない本人意向の転職ができるようになる。公布後3年以内に施行する。従来の技能実習制度は原則3年間転職を認めない。劣悪な労働環境に耐えられず失踪する事例も相次いだ。新制度は業種ごとに1〜2年の間で定めた制限期間後は本人の意向で転職できる内容盛り込んだ。日本語や技能の条件がある。国会審議において転職によって地方から人材が流出するとの懸念も出た。衆院では与野党の修正協議の結果、大都市圏に過度に就労が集中しないように「必要な措置を講ずる」と付則に記した。転職するケースが増えることを見越し仲介業者への監督も強める。転職あ



つせんに関われるのはハローワークや監理支援機関などに限定し、民間の仲介業者は認めない。不法就労などをさせた場合の法定刑も引き上げる。育成就労は人材育成に加え、人材確保を目的として明記した。期間は3年間。試験などの条件を満たせば最長5年就労できると特定技能「1号」、その後在留資格の更新に制限がない「2号」になることも可能だ。「2号」は家族を帯同でき将来は永住権も申請できる。日本に長期滞在する外国人が増えることを想定して永住許可制度も見直す。税や社会保険料の納付を故意に怠った場合は罰金を課せられる。永住許可を取り消せるようになる。これまでは虚偽の申告などを除き一度下りた許可を取り消す方法がなかった。未払いなどがある者を国や地方自治体の職員が通報し、入国審査官などが意見聴取をする。事実関係を把握した上で処分を判断する。